

## 鳥栖市応援クーポン券取扱店募集要項

### 1 目的

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた地域経済の回復の後押しするために実施する「鳥栖市応援クーポン券発行事業」において、当該クーポン券を取り扱う事業所又は店舗（以下「取扱店」という。）を募集する。

### 2 応募資格

鳥栖市内に事業所又は店舗がある中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。）で、次の者を除く。

- (1) 大規模小売店舗立地法第2条に規定する大規模小売店舗（市内に本社又は本店を有する者を除く。）を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (4) 鳥栖市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等
- (5) 不動産業及び金融商品の取引業
- (6) 前各号に掲げる者のほか、本事業の目的に照らして不相当と鳥栖市緊急経済対策事業運営協議会会長が判断する者

### 3 登録料

無料

### 4 申込方法

鳥栖市応援クーポン券取扱店申込書に所定の事項を記入し、鳥栖商工会議所（〒841-0051 鳥栖市元町1380番地5 TEL0942-83-3121 FAX0942-83-8888 メール ccts0000@tosucci.or.jp）へ提出する（FAX、メールも可）。

### 5 申込期間

令和2年6月19日から7月10日まで

7月10日以降も、随時受け付けるが、8月上旬に全世帯に郵送する取扱店一覧のチラシには掲載できない場合がある。

## 6 クーポン券の概要

- (1) 名称 鳥栖市応援クーポン券
- (2) 発行総額 173,600千円
- (3) 配布対象者 全市民、市内宿泊者、児童扶養手当対象児童、就学援助対象小中学生
- (4) 券面額等 1枚の券面額は500円。1,000円の利用で1枚使用できる。
- (5) 利用期間 令和2年8月上旬～令和3年1月31日  
いかなる理由があろうとも、利用期間を過ぎたクーポン券は利用できない。
- (6) 換金期間 令和2年8月上旬～令和3年2月26日  
いかなる理由があろうとも、換金期間を過ぎたクーポン券は換金できない。
- (7) クーポン券の使用対象外となる物品又は役務は、次に掲げるものとする。
  - ①不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の喚起とは言い難い出資
  - ②商品券、切手、印紙、図書券、各種金券、プリペイドカード等換金性の高いもの
  - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - ④国税、地方税、使用料等の公租公課
  - ⑤その他本事業の趣旨にそぐわないもの

## 7 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 鳥栖市緊急経済対策事業運営協議会（以下「協議会」という。）が配布するクーポン券取扱店ツールを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) クーポン券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) クーポン券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、クーポン券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに協議会（鳥栖市役所商工振興課内）に連絡すること。その際の責については協議会にて協議する。
- (5) 自社商品の購買にクーポン券を利用しないこと。
- (6) クーポン券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (7) クーポン券を事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。
- (8) 協議会は、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。